

令和 2 年松前町条例第18号

松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 5 月 18 日

松前町長 岡 本 靖

松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松前町国民健康保険税条例（昭和40年 4 月 1 日公布松前町条例）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険税の減免） 第27条 省略 2 省略 3 国民健康保険税の減免は、申請のあつた日以後に到来する納期に係る税額について適用する。<u>ただし、災害その他やむを得ない理由により申請ができなかつたと認められる場合は、この限りでない。</u>	（国民健康保険税の減免） 第27条 省略 2 省略 3 国民健康保険税の減免は、申請のあつた日以後に到来する納期に係る税額について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。